

平成 28 年 4 月 1 日

保険局高齢者医療課

課長 補佐 川端 (内線 3197)

企画法令係長 多田 (内線 3154)

社会保障専門調査員 荻野 (内線 3198)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2090

報道関係者 各位

## 後期高齢者医療制度の平成 28・29 年度の保険料率について

後期高齢者医療制度の平成 28・29 年度の保険料率について、3 月末までに各後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）議会において決定され、各広域連合より報告を受け、とりまとめましたので公表します。

平成 28・29 年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、全国平均で月額 5,659 円となる見込みです（平成 26・27 年度の 5,632 円から、2 年分で 27 円 (0.5%) 増加）。

- 被保険者均等割額（年額）：45,289 円（平成 26・27 年度 44,980 円）  
（月額）：3,774 円（平成 26・27 年度 3,748 円）
- 所得割率：9.09%（平成 26・27 年度 8.88%）
- 平均保険料額（年額）：67,904 円（平成 26・27 年度 67,585 円）  
（月額）：5,659 円（平成 26・27 年度 5,632 円）

<参考> 被保険者一人当たり平均保険料額（月額）の推移

平成 20・21 年度	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	平成 26・27 年度	平成 28・29 年度 見込み
5,283 円	5,249 円	5,569 円	5,632 円	5,659 円
(対前回実績値)	(-34 円/-0.6%)	(+320 円/+6.1%)	(+63 円/+1.1%)	(+27 円/+0.5%)

※平成 20・21 年度から平成 26・27 年度までは後期高齢者医療被保険者実態調査より算出した実績値

# 後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率等

	均一保険料率（年額・率）				被保険者一人当たり平均保険料額（月額）						年金収入別の保険料額の例（月額）	
	26・27年度		28・29年度		20・21年度	22・23年度	24・25年度	26・27年度	28・29年度（見込）		基礎年金受給者 （年金収入78万円）	厚生年金受給者 標準的な年金額 （年金収入188万円）
	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （%）	被保険者 均等割額 （円）	所得割率 （%）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	保険料額 （円）	対26・27年度増減 （円 / %）	28・29年度 保険料額 （円）	28・29年度 保険料額 （円）
全国	44,980	8.88	45,289	9.09	5,283	5,249	5,569	5,632	5,659	+27 / +0.5	377	3,213
北海道	51,472	10.52	49,809	10.51	5,323	5,415	5,610	5,483	5,282	-201 / -3.7	408	3,600
青森県	40,514	7.41	40,514	7.41	3,433	3,322	3,331	3,195	3,197	+2 / +0.1	333	2,767
岩手県	38,000	7.36	38,000	7.36	3,260	3,147	3,142	3,310	3,256	-54 / -1.6	317	2,650
宮城県	42,960	8.56	42,480	8.54	4,445	4,435	4,742	4,910	4,784	-126 / -2.6	350	3,008
秋田県	39,710	8.07	39,710	8.07	3,168	3,101	3,319	3,130	2,963	-167 / -5.3	325	2,825
山形県	39,500	7.84	41,700	8.58	3,291	3,327	3,503	3,456	3,536	+80 / +2.3	342	2,983
福島県	41,700	8.19	41,700	8.19	3,833	3,747	3,808	4,010	4,007	-3 / -0.1	342	2,925
茨城県	39,500	8.00	39,500	8.00	4,226	4,173	4,484	4,498	4,510	+12 / +0.3	325	2,808
栃木県	43,200	8.54	43,200	8.54	4,173	4,080	4,691	4,641	4,484	-157 / -3.4	358	3,042
群馬県	43,600	8.60	43,600	8.60	4,413	4,289	4,762	4,726	4,666	-60 / -1.3	358	3,067
埼玉県	42,440	8.29	42,070	8.34	6,322	5,977	6,270	6,179	6,168	-11 / -0.2	350	2,968
千葉県	38,700	7.43	40,400	7.93	5,470	5,496	5,537	5,622	5,818	+196 / +3.5	333	2,833
東京都	42,200	8.98	42,400	9.07	7,223	7,214	7,746	8,097	7,958	-139 / -1.7	350	3,083
神奈川県	42,580	8.30	43,429	8.66	7,348	7,081	7,430	7,507	7,632	+125 / +1.7	362	3,072
新潟県	35,300	7.15	35,300	7.15	3,666	3,595	3,626	3,501	3,463	-38 / -1.1	292	2,508
富山県	43,800	8.60	43,800	8.60	4,681	4,528	5,041	4,866	4,857	-9 / -0.2	358	3,075
石川県	47,520	9.33	47,520	9.33	5,067	4,897	5,310	5,148	5,022	-126 / -2.4	396	3,341
福井県	43,700	7.90	43,700	7.90	4,631	4,509	4,619	4,487	4,497	+10 / +0.2	358	2,967
山梨県	40,490	7.86	40,490	7.86	3,973	3,873	4,097	4,078	4,069	-9 / -0.2	337	2,833
長野県	40,347	8.10	40,907	8.30	3,919	3,957	4,213	4,465	4,449	-16 / -0.4	333	2,908
岐阜県	41,840	7.99	42,690	8.55	4,659	4,520	4,723	4,737	4,939	+202 / +4.3	350	3,025
静岡県	38,500	7.57	39,500	7.85	5,037	4,964	5,091	5,075	5,175	+100 / +2.0	325	2,783
愛知県	45,761	9.00	46,984	9.54	6,317	6,315	6,664	6,845	7,003	+158 / +2.3	383	3,342
三重県	43,050	8.30	43,870	9.06	4,196	4,100	4,461	4,786	4,865	+79 / +1.7	366	3,149
滋賀県	44,886	8.73	45,242	8.94	4,614	4,671	5,180	5,443	5,518	+75 / +1.4	377	3,189
京都府	47,480	9.17	48,220	9.61	6,016	5,953	6,190	6,076	6,206	+130 / +2.1	402	3,411
大阪府	52,607	10.41	51,649	10.41	6,574	6,639	6,999	6,887	6,740	-147 / -2.1	430	3,670
兵庫県	47,603	9.70	48,297	10.17	5,984	5,892	6,321	6,451	6,426	-25 / -0.4	402	3,495
奈良県	44,700	8.57	44,800	8.92	5,308	5,351	5,746	5,916	5,960	+44 / +0.7	367	3,167
和歌山県	44,730	8.55	44,177	8.93	4,305	4,146	4,264	4,251	4,201	-50 / -1.2	367	3,142
鳥取県	42,480	8.07	42,480	8.07	4,100	3,976	3,989	4,004	4,086	+82 / +2.0	350	2,942
島根県	43,440	8.53	45,840	9.28	3,668	3,630	4,006	3,955	4,202	+247 / +6.2	382	3,263
岡山県	46,300	9.15	49,200	9.87	4,827	4,926	5,166	5,136	5,494	+358 / +7.0	408	3,483
広島県	44,032	8.43	44,795	8.97	5,143	5,220	5,641	5,504	5,597	+93 / +1.7	373	3,175
山口県	50,431	10.17	52,390	10.52	5,531	5,341	5,621	5,715	5,785	+70 / +1.2	437	3,717
徳島県	51,273	10.02	52,913	10.98	3,830	3,970	4,479	4,517	4,696	+179 / +4.0	433	3,800
香川県	47,200	8.81	47,300	9.26	5,435	5,226	5,226	5,123	5,198	+75 / +1.5	392	3,317
愛媛県	45,231	9.05	46,308	9.16	4,273	4,101	4,458	4,417	4,433	+16 / +0.4	386	3,265
高知県	51,793	10.35	54,394	11.42	4,471	4,409	4,879	4,748	4,932	+184 / +3.9	450	3,925
福岡県	56,584	11.47	56,085	11.17	6,139	6,194	6,566	6,560	6,376	-184 / -2.8	467	3,965
佐賀県	51,800	9.88	51,800	9.88	4,566	4,466	4,742	4,706	4,683	-23 / -0.5	425	3,592
長崎県	46,800	8.80	46,800	8.80	4,215	4,124	4,326	4,396	4,356	-40 / -0.9	383	3,233
熊本県	47,900	9.26	47,900	9.26	4,287	4,299	4,394	4,249	4,211	-38 / -0.9	392	3,342
大分県	48,500	9.52	48,500	9.52	4,479	4,385	4,641	4,491	4,489	-2 / +0.0	400	3,400
宮崎県	48,400	9.08	48,400	9.08	3,765	3,558	3,893	4,028	4,000	-28 / -0.7	400	3,333
鹿児島県	51,500	9.32	51,500	9.97	3,782	3,684	3,917	4,001	4,114	+113 / +2.8	425	3,592
沖縄県	48,440	8.80	48,440	8.80	4,450	4,590	4,884	5,026	5,105	+79 / +1.6	404	3,302

- 均一保険料率（被保険者均等割額及び所得割率）は、平成28年度・平成29年度とも同じであるが、被保険者一人当たり平均保険料額は、被保険者の所得水準の変更等の影響を受けることから、各年度において異なる額となる。このため、均一保険料率の据置き又は引下げを行った広域連合においても、被保険者一人当たり平均保険料額が増減する場合がある。
- 平成28・29年度の被保険者一人当たり平均保険料額は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各被保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 平成20・21年度から平成26・27年度までの被保険者一人当たり平均保険料額（実績）は、後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出。
- 年金収入別保険料額の例（月額）については、単身世帯の保険料額である。
- 基礎年金受給者（年金収入78万円）については、均等割9割軽減に該当する。
- 厚生年金受給者の標準的な年金額（年金収入188万円）については、厚生年金（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）から老齢基礎年金（満額）1人分を引いて算出。均等割5割軽減、所得割5割軽減に該当する。

(参考) 主な保険料変動要因

<増加要因>

○ 一人当たり医療給付費の伸び

平成 28・29 年度被保険者一人当たり医療給付費（広域連合見込みによる全国平均）は年間約 88.6 万円であり、平成 26・27 年度の年間約 86.5 万円から 2 年分で約 2.4%増加する見込み。

※ 各広域連合において、地域の実情を踏まえ、被保険者一人当たり医療給付費の伸び率の実績や診療報酬改定の影響などを基に、算出している。

○ 高齢者負担率の変更

人口減少による現役世代の保険料増の影響を高齢者世代と折半するため、給付費のうち高齢者の保険料で負担する割合（高齢者負担率）は 2 年ごとに定めることとされており、平成 28・29 年度は 10.99%（平成 26・27 年度 10.73%）となる。

<減少要因>

○ 財政安定化基金からの交付

各広域連合では、都道府県に設置されている財政安定化基金（国、都道府県及び広域連合（保険料）が 3 分の 1 ずつ拠出）からの交付計 306 億円を見込んでいる。

※ 高齢者の医療の確保に関する法律附則において、保険料増加抑制のため、財政安定化基金からの交付を認めている。